

新しい公共推進会議 専門調査会 資料

社会的企業についての法人制度及び支援のあり方に関する
海外現地調査報告－概要版－

2011年7月6日

調査について

■ 調査目的

- わが国でも注目されつつある社会的企業について、その特性を生かすための法人制度及び支援のあり方を検討することを目的に、海外の法人制度について調査を行った。

■ 調査対象

- 具体的には、イギリス・イタリア・韓国・アメリカの4カ国について、社会的企業やそれに関連する法人制度を取り上げ、制度実態や実例等についてヒアリング調査および文献調査を行った。

■ 調査実施時期

- 2011年2月～3月
- 調査に際しては、各国制度について、調査委託先である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がヒアリング調査および文献調査を行った。

イギリス	■ Community Interest Company(CIC:コミュニティ利益会社)規程に関する施策とその動向
イタリア	■ 社会的協同組合および社会的企業に関する施策とその動向
韓国	■ 社会的企業育成法に関する施策とその動向
アメリカ	■ L3C(Low-Profit Limited Liability Company)に関する施策とその動向

イギリス(CIC:コミュニティ利益会社)制度概要

■ 制度設置の経緯

- 労働党政権以降、ソーシャルエンタプライズ支援策が拡大。
- 2002年に発行された「Private action & Public Benefit」及びバックグラウンドペーパーである「Private Action , Public Benefit – A Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector」において新たな法人形態について議論が深められた。
- 2004年、会社法第2部にCIC規程が設けられ、2005年6月にCIC規則が制定、制度化に至った。

1. 制度概要

□ 法人登記の際の必須要件

CICとして登記するためには、①コミュニティ・インタレスト・テストに通過し、②アセットロックに代表される資産の非分配の法則に従わなければならない。

➢ コミュニティ・インタレスト・テスト

- CIC取得を希望する法人の申請に対し、CIC監督局がチェックを実施。具体的には、①設立目的、②事業内容、③活動による受益者の3点から、申請・報告が求められる。

➢ アセットロック

- CICが活動によって得た収益をコミュニティの利益に活用することを求めるために設置された制限
- 構成員に対する利益分配や資産の分配について、一定の制限が課されている(シェアホルダーや従業員の利益ではなく、広く社会一般へ利益をもたらすことを目的とするCICの基本的な特徴を示す規制と言える)

✓ 具体例:配当キャップ

- ①1株あたりの最大配当についての制限、②最大総配当の制限、③未配当の繰越に関する制限(5年を超えては繰り越せない)

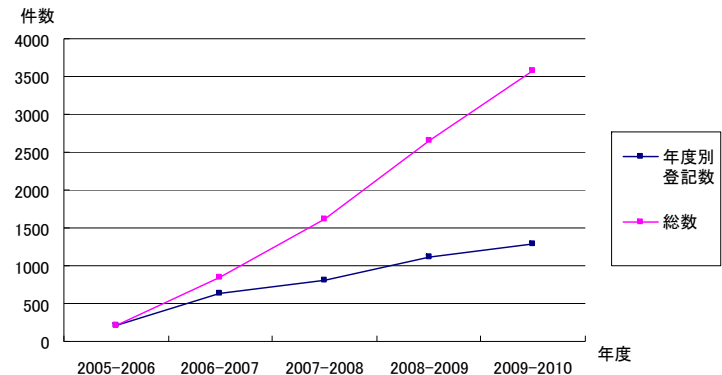
□ 政府による優遇・支援

- 直接的な資金調達面でのメリットはない(税制優遇や優先入札も無)。
- 得られるメリットとしては、情報公開による社会的信用力の向上のみ。

2. 現況

■ 2010年3月時点での延べ登記数は3,572件。

■ 法人種別で見ると、保証有限責任会社が75%、非公開有限責任株式会社が25%となっている。



	受案件数	解散件数	チャリティへの転換	年度別登記数	累積件数
05年7月～06年3月	208	0	0	208	208
06年4月～07年3月	637	0	0	637	845
07年4月～08年3月	814	35	3	776	1,621
08年4月～09年3月	1,120	86	2	1,032	2,653
09年4月～10年3月	1,296	372	5	919	3,572
合計	4,075	493	10	3,572	-

(左)CT PLUSが運行するバス(HCTグループウェブサイトから)
 (右)HCD CICがリノベーションしたダルストン・カルチャー・ハウス



イギリス(CIC:コミュニティ利益会社) ヒアリング結果

- 事例調査について、訪問先・ヒアリング結果は以下の通り。

	組織や事業に関する概要	ヒアリング結果
Hackney Cooperative Developments CIC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 80年代～民族的多様性が高く貧困エリアが点在する地域で活動。 ■ コミュニティ再生を不動産開発と起業家育成により実施する社会的企業。2007年以降CICに。 ■ 比較的規模間ある不動産開発も実施。入居するテナントから得られる不動産収入と自治体からの補助が収入の主。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方自治体等、政府補助を得ることが、CICとなった最大の動機。 ✓ CICは<u>一般的な営利団体よりは行政からの補助が受けやすく優位だが、チャリティよりは劣るものと認識</u>。入札時の優遇もなく、CICであることのメリットは限定的。 ✓ チャリティより、商業活動を実施する上での制約が無いことが魅力。
ECT Group	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通・輸送を担う社会的企業。グループ全体としてはチャリティの資格を有しており、CICやIPS、他企業とのJVなど多様な法人形態の子会社を内部に有する。 ■ ロンドンの路線バスやスクールバスサービス、障がいを持つ人々向け輸送サービスなどが主な活動。年間事業規模は2,329万ユーロ程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子会社CT PLUS(CIC)は、主に商業的な観点に基づく輸送サービスを提供する組織として位置づけられている。但し一部福祉的な観点での輸送サービスもCICが実施 ✓ チャリティであるECTのブランドの強さからCICの社会的価値を全面に出すことは皆無とのこと。CICの収益はECTに預け税対策を実施。
Community Money CIC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貧困層に対して金融面からの社会参加を促す社会的企業 ■ 元金融機関経験者が中心となり立ち上げ。CICとして活動を開始。 ■ 非公開有限責任株式会社。上記代表含め3名が株式を保有 ■ 専従は代表のみ。2名のアルバイトと2名のボランティアで運営 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ チャリティ以外の選択しとして登場したCIC規程の社会的意義は認めつつも、制度運用面では不満も大きい。 ✓ 特に税優遇や入札時の優遇が無いことや、政府によるCIC規程の認知度向上に向けた取組みの不足等が指摘された。 ✓ 政府によるより積極的な振興策を望みたいという意向が強い。
CIC監督局	<ul style="list-style-type: none"> ■ CICを監督する“CIC監督官”と、その役割を補佐する数名のスタッフが置かれている。オフィスは会社登記局内。監督官庁はBIS。 ■ 全英のCICを一括して管理。CIC規定に基づく法人設立手続きや監督等は会社登記局と連携して実施している。解散命令や取締役の任命解除・精算手続きも行う権限を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ CICの件数拡大や支持拡大の必要性は認めつつも、予算措置や人員配置の都合から極端な拡大は難しいとの立場。 ✓ BIS、CAOとの連携も見られるが、中心的な業務は監督であり、社会的企業振興のごく一部を担う立場だというスタンスを持つ。

イタリア(社会的協同組合)制度概要

■ 制度設置の経緯

- 1970年代の経済危機の結果、財政が逼迫、福祉サービスが低下。この結果、地域内で自発的に、特に新たに誕生した貧困層の支援を行う小集団が形成された。
- また精神障がい関連の閉鎖施設の廃止・地域精神保健・医療サービスへの転換が促される中で、社会的協同組合の前身となる多くの組織が誕生した。
- 80年代に入り、協同組合の連合組織がそれぞれの立場から法案を提出するなど法制化運動が活発化、地方自治体レベルで社会的協同組合の前身となる組織への委託事業等が増加した。法人数が拡大し、社会での位置づけが明確になる中で法制化運動が結実し、91年に法制化に至った。

1. 制度概要

■ 事業目的別に複数の類型が存在

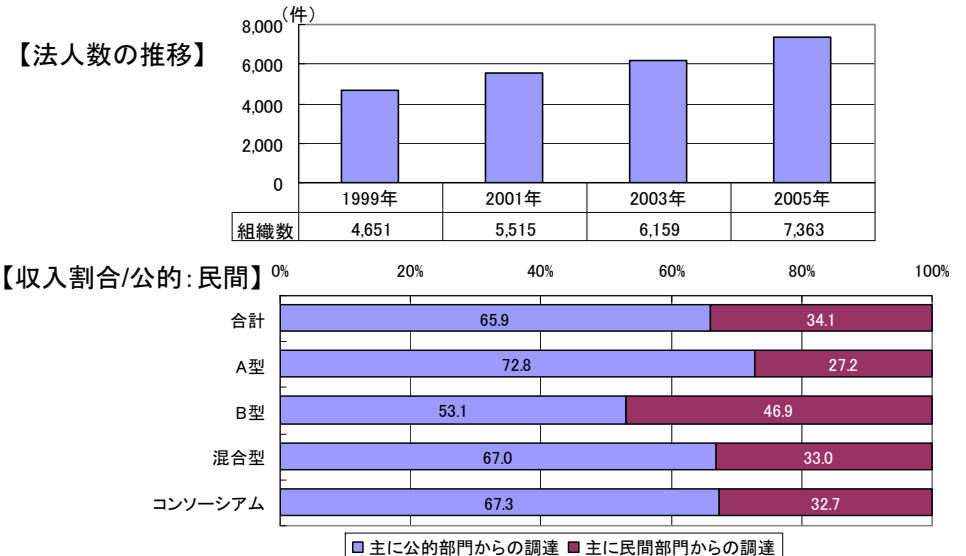
- A型社会的協同組合 ……社会・健康サービス・教育サービスの提供を目的
- B型社会的協同組合 ……不利な立場にある人たちの労働参加を目的
- 混合型社会的協同組合 ……A型&B型の双方の目的を併せ持つ協同組合
- コンソルチオ ……社会的協同組合の事業連合
会員の70%以上を社会的協同組合で構成

■ 多様な構成員が運営に参画

- 社会的協同組合は多様な組合員により支えられている。
 - ① 就労組合員(従事組合員) ……社会的協同組合で働く職員。有償で知識や労働を提供する専門家協力者、障がい等の困難を抱えた労働者等。
 - ② 利用組合員 ……社会的協同組合の提供するサービスを利用する。
 - ③ ボランティア組合員 ……労働を無償で提供。組合員の半数まで認められる。
 - ④ 財政支援組合員 ……出資のみを行う組合員。2%を上限に配当できる。
 - ⑤ 法人組合員 ……協同組合や企業、自治体が組合員として加盟する。

2. 現況

- 全国の法人件数は7,363件(2005年12月時点)。
- このうち、A型社会的協同組合が4,345件(59%)、B型が2,419件(33%)、混合型が4%(315件)、コンソーシアムが284件(4%)を占めている。
- 収入割合は65.9%は公的部門、34.1%は民間部門から得ている。
- A型の場合はこの傾向がより強く、全体の72.8%が公的部門からの収入となっているが、B型の場合は53.1%とやや構成比が下がる。



イタリア(社会的協同組合)制度概要

■ 設立の要件とプロセス

- 設立の際には、必ず定款を整備する必要がある

< 必須記載事項 >

呼称、所在地(本部・支部)、A型/B型当の類型、役員・理事・幹事の人数及び役割、利益配分を行うか否か、行う場合は分配の際のルール、等

※利益配分については、禁止されていない。

※しかし分配利潤は全利潤の80%を超えてはならない。

※利益率はイタリア郵政省発行の債券利子率の2%を超えてはならない

- 法人取得の場合は、国(経済発展省)が管理する登録名簿に届出を行うことが義務付けられている。
- 地方自治体からの委託事業や補助事業にエントリーする場合には、州が管理する登録名簿に届出を行わなければならない。登録の要件や名簿の形式等は、州レベルで決めることができる。

	A型社会的協同組合	B型社会的協同組合
381号における定義	社会・健康サービス、教育サービスの提供を目的とする社会的協同組合	社会的に不利な立場にある人たちの労働参加を目的として活動する協同組合
事業内容	社会・医療サービス、教育サービスの提供・運営に限る。それ以外は認められない。	農業・工業・商業・もしくはサービス業など。多様な事業の実施が認められている。
社会的統合	特段の義務はない	報酬をうける労働者の少なくとも30%は社会的に不利な立場の人たちで構成する必要がある。

3. 政府による優遇・支援の内容

□ 政府による直接的な支援

- ・社会的弱者の雇用の際にかかる社会保障料・保険拠出金は国が補填(B型の場合)
- ・不動産の購入・貸付・賃貸契約を結ぶ際の不動産登記税と抵当税が1/4に削減
- ・20万€以下の自治体からの委託契約は、優先的に参入(随意契約等)が可(B型のみ)

※このほか、協同組合の全国組織では、社会報告書の作成支援や、情報公開支援、経営支援などが実践されている。いずれも政府支援ではなく、連合組織による独自の支援となっている。

イタリア(社会的協同組合)ヒアリング結果

	組織や事業に関する概要	ヒアリング結果
Nuove Risposte (A型)	<ul style="list-style-type: none"> ■ A型社会的協同組合。1981年5月に設立。 ■ 高齢者向けサービス(在宅介護やデイ運営など)乳幼児向けサービス(保育園運営や貧困家庭支援)、青年向けサービス(障がい者や虐待や受刑後保護された青少年、育児放棄の親世代支援等)。 ■ 年間事業高は800万ユーロ。従事組合員は60名。パート50名。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業全体の80~90%が行政からの委託。これについて行政依存とは考えておらず、行政側が必要なサービスを同団体から『購入』しているものだという認識。 ✓ 経営安定と競争力強化のために、施設型サービスを積極的に行い、行政からの安心感を得ようと試みている。 ✓ 行政に対する積極的なサービス提案も実施している。
ダルコグループ (B型)	<ul style="list-style-type: none"> ■ Carpodarco、Tandem、PIN.GO、Officina della Cartaの4つのB型社会的協同組合と、共通事務を担う1つの協同組合で構成されたグループ企業。 ■ 個々の団体が、緊急医療向けコールセンター、ウェブデザイン、障がい者向けツーリズム、ITサービスなど個別の領域で活動しながらも、業務面で随時連携・協力。オフィスもシェア。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 従業員数はグループで計2,384名。売上は合計で5,954万ユーロで継続して増加傾向にある。 ✓ 病院予約システムの開発やコールセンター業務など、多様なサービスを自ら開発することで、<u>企業としての競争力を磨いている</u>。 ✓ 州の委託事業についてスピーディーな精算を求める声があった。
CO.IN (コンソーシアム)	<ul style="list-style-type: none"> ■ B型社会的協同組合を参加に持つコンソーシアム。48団体が加盟 ■ 担い手育成やコンサルティング、ガイダンスや情報提供、国内外の組織とのパートナーシップなどが主なテーマ。 ■ テクニカル部門・IT部門・ヒューマンリソース部門など複数分野にまたがりB型社会的協同組合に対する支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 加盟している社会的協同組合に変わり、<u>政府からの入札に参加、受注後業務発注を行い業務を振り分けている</u>。 ✓ この場合費用の殆どは発注先の個別の社会的協同組合に支払われる。小規模団体が成長することを重視しており、当然の事と認識 ✓ CO.INも独自事業を実施。特にアクセシブルツーリズムに強みをもつ
Confcooperative (連合組織)	<ul style="list-style-type: none"> ■ カトリック系の協同組合の全国レベルの連合組織。2万を超える協同組合が所属。 ■ 州レベル(22)、県レベル(80)の連合組織と7つの地域横断連合組織を持つ。 ■ 社会的協同組合については、5,500団体が加盟し、関連組合員は21万人に上る。うち従事組合員は17万2,000人を数える。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組織内に置かれた「社会連帯部局」にて、社会的協同組合の支援を実施。 ✓ 特に<u>社会報告書の作成については、共通項目を設定し、オンライン上で容易に作成ができるソフトを開発、情報開示をサポートしている</u>
ラツィオ州	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会的協同組合法に基づき、州内に本拠を置く社会的協同組合の名簿を有する。但し登録は任意。入札参加者は必須登録 ■ 州内で活動する社会的協同組合は、A型650件、B型900件、コンソルチオ50件の合計1,600件。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会的協同組合に対する補助事業を実施。前年度は170件の申請があり、40件程度が補助の対象となった。 ✓ 上記に加え、協同組合の組合員の増加＝組織の安定と捉え、促進手段として出資額の増加に応じて資金を提供する独自補助を実施。(出資増の3倍まで補助を行うもの)

韓国(社会的企業)制度概要①

■ 制度設置の経緯

- 1997年のアジア通貨危機以後、給与水準の低い非正規社員が増加、所得格差が拡大した。
- 政府では雇用政策審議が活発化し、労働部の社会的雇用創出事業が2003年頃から本格的に実施されるようになり、その一つの切り口として社会的事業に取り組む事業者の振興に期待する向きが強まっていった。
- 政界、行政、市民セクターでの議論を受け、2006年11月に社会的企業育成法が制定され、2007年7月1日より同法が施行された。

1. 制度概要

■ 審査により社会的企業を認証

✓ 労働部等が審査。特徴的な項目は以下の通り。

- ①有給職員を雇用し財貨・サービスの生産販売等、営業活動を実施すること
- ②営業活動を通じて得る収入が認証申請日が属する月の直前6か月間において、同時期の支出における総労務費の30%以上であること
- ③(「商法」上の会社の場合に限り)分配可能な利潤が発生した場合は、会計年度ごとに利潤の2/3以上を社会的目的のために使うこと

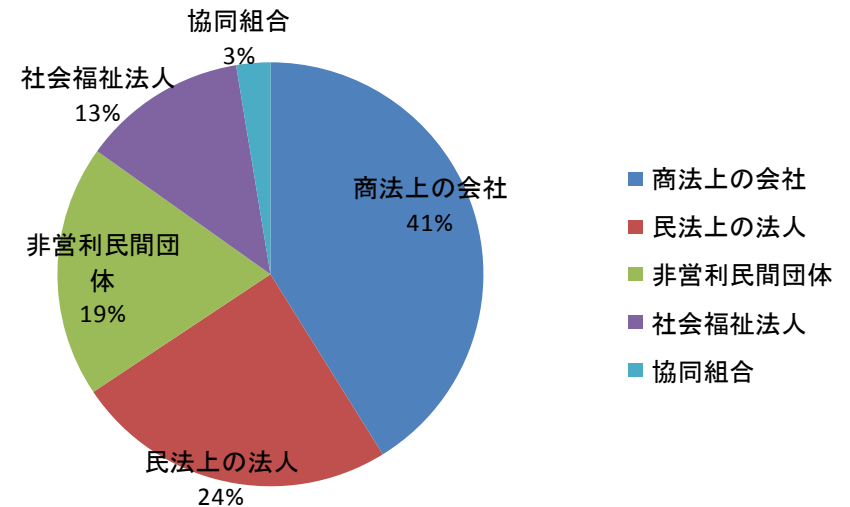
✓ **認証に際して、全ての団体は社会目的性を掲げる必要があるが、細かな要件はタイプ別に異なる**

- ①脆弱者層雇用創出型「脆弱者層の雇用比率30%以上」
- ②脆弱者層サービス提供型「脆弱者層の利用比率30%以上」
- ③混合型「脆弱者層の雇用比率・サービス利用比率共に20%以上」
- ④地域貢献型「地域脆弱者層雇用比率orサービス利用比率が20%以上」
- ⑤その他型「脆弱者層の雇用比率・社会サービス利用比率では判断することが難しい場合は別途検討」

※社会的企業として政府から認証を受けた事業者の内、一定の要件を満たす社会的企業は、次ページに記す公的支援を利用する権利を得られる。

2. 現況

- 2011年1月時点で501件の社会的企業が認証を受けている。
- 上記時点で「商法上の会社」が社会的企業の41%を占めている。続いて、「民法上の法人」が24%と多くなっている。



韓国(社会的企業)制度概要②

3. 政府による優遇・支援の内容

- 社会的企業として政府から認証を受けた事業者の内、一定の要件を満たす社会的企業は、下記のような公的支援を利用することができる。

■ 人件費補助

- 最低賃金水準及び事業者負担分社会保険料額(8.5%)等を支援するために、脆弱者層の雇用1人あたりにつき月93万2,000ウォンを支援している。社会的企業1件あたりの支給上限金額の定めはない。

支援金額	事業者負担割合	支援期間
月あたり93万 2,000ウォン	・1年目:人件費の10% ・2年目:人件費の20% ・3年目:人件費の30%	最長3年間

■ 専門人材用人件費補助

- 社会的企業の経営能力強化のために専門人材を採用する場合、3人を限度(有給職員が20名未満の場合は2人)に最長3年間、人件費の一部を支援(最大150万ウォン/月)。事業者負担割合は人件費補助の場合と同様。

■ 社会保険料支援

- 事業者負担分の社会保険料を雇用者全体に対して支援。最長4年間。

■ 事業開発費支援

- 雇用労働部と地方自治体が共同でファンドを組成した支援。研究開発費、広報費、マーケティング費、市場需要調査費、商品・サービス開発費、顧客管理費等について1年間最大7,000万ウォンを支援。

■ 財政支援

- 財政支援は①融資事業と②投資事業に分かれる。
- 融資事業:官民連携により160億ウォン規模の融資枠を設定。
- 投資事業:雇用労働部が25億ウォンを拠出、民間企業から75億ウォンの出資を募る官民連携ファンドを運用(予定)。同ファンドの60%を社会的企業に、40%を中小企業に投資することでリスク分散を図る。

■ 税制支援

- 認証後4年間にわたり社会的企業の法人税及び所得税を50%減免。また、社会的企業を支援する民間企業について、社会的企業に支出する費用を法人所得の5%範囲内で全額損金算入することが認められている。

■ 優先購買支援

- 法的に強制力があるわけではないが、地方自治体による優先購買も実施。雇用労働部から地方自治体に対する社会的企業振興のための支援助成を行う際に、優先購買の実績を判断基準としている。

■ 経営コンサルティング支援

- 社会的企業からの申請を受け、労務や会計に関する専門的コンサルタントの派遣を受けるための費用を一部負担している。支援条件は下記の通り。

支援金額	事業者負担割合	期間	選定条件
年間300万～1,000万 ウォン(3年間総額 2,000万ウォン以下)	・300万ウォンを超過し た金額の内10%	最長 3年間	—
1,000万～2,000万 ウォン(3年間総額 3,000万ウォン以下)	・300万～1,000万ウォ ンまでの内、定められた 金額の10%		・年間売上5億ウォン以上 ・認証後1年以上経過
		・1,000万ウォンを超過 した金額の内20%	・認証後2年以上経過

※ その他、人材育成として大学等が主体となった「社会起業家アカデミー」運営や「ネットワーク構築支援」、「ビジネスモデル発掘支援」等が行政支援として実施されている。

韓国(社会的企業)ヒアリング結果 ①社会的企業編

- 事例調査について、社会的企業に関する訪問先・ヒアリング結果は以下の通り。

	組織や事業に関する概要	ヒアリング結果
(財)美しい店	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主な事業内容は、①リユース文化のインフラ構築・リサイクル文化の拡大、②寄付文化の醸成、③地域ボランティア活動への参加促進、④倫理的消費を普及させるフェアトレード運動等。 ■ マスメディアと連携した広報にも力を入れてきた。 ■ 2009年度の収入は1,900万米ドル(事業収入:1,500万米ドル、寄附:340万米ドル) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「会計処理能力・透明性の向上」、「価格競争力・品質向上」が課題。 ✓ 認証のメリットは、「事業者としてのアイデンティティの確立」、「人件費補助の提供」であった。なお、時限付人件費補助が終了した現時点では認証のメリットは薄い。 ✓ 今後は社会的企業の「量的拡大と質的向上」のバランスがとれた支援策、「ソーシャルインパクト評価手法開発」が重要。
(株)オーガニゼーション・ヨリ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在住外国人女性の雇用創出に貢献することを目指した多文化共生レストランを運営する社会的企業。 ■ 最近では、多文化保育施設の運営にも着手している。 ■ 2010年度の収入は10億ウォンだが、赤字であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 赤字の解消が目下の課題。そのための事業の多角化を計画中。 ✓ 認証のメリットは、「人件費補助の提供」を受けられたこと。社会的な認知度が向上し融資を受けやすくなる等の変化があった。 ✓ 今後は「量的拡大から質的向上」へ支援施策の重点シフトを行うべき。また、「社会的弱者の集団」というイメージの払しょくも重要。
(株)ノリダン	<ul style="list-style-type: none"> ■ リサイクル品を利用した楽器を使ったパフォーマンス集団を形成し、若年層向けの雇用創出に貢献する社会的企業。 ■ 2010年度の収入は22億ウォン(事業収入:16億ウォン、政府助成:5億ウォン等) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間金融機関からの融資以外に投資家からの資金調達課題。 ✓ 認証のメリットは、「人件費補助」に尽きる。人件費補助が終了した現在は大きなメリットは感じていない。 ✓ 今後は「質的向上に向けた支援」と資金的使途に制限を設けすぎない「ソーシャルファンドの創設」が必要。
(社福)東泉学園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者の雇用創出、環境配慮ビジネスに取り組む社会的企業。 ■ 帽子製造と再生カートリッジ製造事業を通じて障害者の雇用創出に貢献。 ■ 2010年度の売上高は29億ウォン。売上の多くが人件費に。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 障がい者を雇用しているため「短期間の納期対応の難しさ」が課題。 ✓ 認証のメリットは、「政府や一般消費者へのマーケティング効果」、「人件費補助」が得られることであった。 ✓ 今後は「人件費補助の継続実施」、「外部コンサルタントや行政職員への社会的企業の理解促進」等が特に重要になる。
(株)Aarrow AD Korea	<ul style="list-style-type: none"> ■ 矢印型の広告用ボードを活用したパフォーマンス型マーケティング事業により若者の雇用創出に貢献。 ■ 大手企業等のマーケティングを代行。 ■ 2010年度の収支は、収入が3億ウォン、年間支出が2.2億ウォン。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「従業員一人当たりの事業費に対する収益性の向上」と「クライアントの多角化」が目下の課題。 ✓ 認証のメリットは、「人件費の補助」があったこと。 ✓ 今後は「認証要件を満たさない優良事業者への対応」、「外部コンサルタントの社会的企業に対する理解促進」等が課題

韓国(社会的企業)ヒアリング結果 ②中間支援組織編

- 事例調査について、中間支援組織に関する訪問先・ヒアリング結果は以下の通り。

	組織や事業に関する概要	ヒアリング結果
(財)共に働く財団	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会的企業全般に対する中間支援組織として活躍。労働部等、政府とのつながりも強い。 ■ 事業内容は、①就職弱者のための雇用創出及び創業支援、②社会的企業に対する総合的支援、③国際協力及び政策研究事業等。 ■ エシカル・コンシューマーの機運を高めるための広報支援も実施。 ■ 2009年度の収入は約16億ウォン。(寄附:約9億ウォン等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会的企業育成法の制定により、認知度が向上し、「資金調達円滑化」につながった。しかし、政府による資金的支援は人件費補助が中心であるのに対し、<u>社会的企業は研究開発費を必要としている</u>。 ✓ 社会的企業は価格競争力が弱く、販路の開拓も課題。一方で、<u>民間企業と連携した「ソーシャルマーケティング」の取組も登場</u>。 ✓ 社会的企業の社会的インパクト評価手法開発が求められている。
韓国希望製作所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民が地域の現場に根差した経験から政策提言を行い、コミュニティビジネス(CB)事業者や社会的企業の成長を通じて、新しいパラダイムを世の中に確立することを目指している。 ■ 若者、シニア世代、退職者等に対する教育プログラムを提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会的企業の中間支援組織が事業者数に対して多すぎるという「中間支援組織の供給過多」の状態が生じている。 ✓ 「<u>社会的企業能力向上</u>」及び「<u>ソーシャルインパクト評価手法の確立</u>」が急務。 ✓ 海外事例に学ぶならば、インドやブラジルの現況も調査すべき。
(社)seed:s	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に青年ソーシャルベンチャーへの支援を行っている。 ■ ①青年失業問題に取り組む青年事業、②社会的企業能力向上を目指す革新事業、③SROI手法や経営コンサル支援のモニタリング・評価等に関する研究事業部門の3つが柱。 ■ 2010年度の収入は約5億ウォン(支援金:約3.7億ウォン、会費:約0.9億ウォン等) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会的企業には、自ら生産性を高め、高収益を確保することが可能な場合もあれば、生産効率を高め、高収益を得ることが難しい場合も存在する。 ✓ 資金調達手法についても融資や寄附への依存度は異なる。どのような範囲で「社会的企業の要件」を設定するか慎重に検討すべき。 ✓ SROIの検討は重要。韓国では既に韓国版SROIの試験運用に着手。
(参考)ハジャ・センター	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1997年以降、中退する学生の増加に対応するため、ソウル市が青少年職業体験センターの運営を委託したのが始まり。 ■ その後、社会的企業育成の動きの中で青年ソーシャルベンチャーのためのインキュベーション施設として期待が高まっている。 ■ 2011年度の予算は35億ウォン。(ソウル市助成金:15億ウォン、その他収入:20億ウォン等) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ これまでにクリエイティブ教育プログラムを開発・実施してきた。 ✓ 今後は、若者による社会的企業の中間支援組織としての取組を一層深めていく。(特に文化芸術分野) ✓ 実際に、2008年より、クリエイティブ・サミットを毎年1回開催し、入居企業も参加している。

アメリカ(L3C: Low-Profit Limited Liability Company) 制度概要

■ 制度設置の経緯

- 2006年、ワシントンDCで開催された社会的企業の制度化をテーマとするシンポジウムでL3Cが取り上げられたことを契機として法制化に向けた動きが本格的にスタートし、2008年4月にバーモント州での施行が実現した。
- L3Cの制度化で目指されたのは、①民間財団によるPRI(事業関連投資)の実施を促し、社会的企業にとってより利用しやすい資金調達源とすること、②LLCの仕組み(特に資金調達構造)を活用し、多様な投資家ニーズに応えること。

1. 制度概要

■ 法人制度の概要

- ✓ 利潤の最大化ではなく、社会的な利益の追求を第一義とする低営利型のLLCに準ずる法人格(州法で定められる)。
- ✓ IRS(内国歳入庁)の定めるPRI基準に適合していることを明確にするため、下記の条項を満たすことが求められている:
 - ①1つもしくはそれ以上の慈善的な目的(宗教、慈善、科学、文芸、教育、国内・国際的なアマチュアスポーツ大会の育成、児童・動物虐待の防止)のために活動しなければならない
 - ②利益の創出は認められるが、それを第一義目的としてはならない
 - ③政治や立法のために組織を利用してはならない
- ✓ 収益の8割は事業再投資に振り向けることが義務付けられている。

■ 登記手続き

- ✓ 州の定める登記申請書、基本定款および事業者が独自に作成する共同事業協定書(operating agreement)を州政府に提出。準則主義。

- **資本構造:** 資金調達先の期待収益や許容リスクの水準に応じたファイナンスを行う優先劣後構造を設けることができる設計(トランシング)となっている。理論的には、ハイスクールローリターンな投資を行うことができる財団が、PRIを通じて最もリスクの高い出資部分(エクイティ・トランシェ)をカバーすることで、その他の投資家がより低いリスクで出資することを可能とし、多様な投資家を呼び込むことを意図している。

- **課税措置:** チェック・ザ・ボックス規制(構成員課税の選択が可能)

2. 現況

- 2011年6月時点での登記法人数は406件

※実質倒産している事業者についても、ほとんどの場合が年度末の年次報告書提出段階で判明するため、実際はこれよりも少ないことが想定される

登記州	事業者数	登記州	事業者数
バーモント州	164	ワイオミング州	23
ミシガン州	89	ノースカロライナ州	22
ユタ州	33	オクラホマ自治	1
イリノイ州	62	ルイジアナ州	8
		合計	406

出典) interSector Partners L3C集計

■ 政府による優遇・支援

- ✓ 直接的な税制優遇等は存在しない
- ✓ L3C自体が、IRSの定めるPRI基準に合致している設計となっている。PRI(Program-related Investment: 事業関連投資)を呼び込み、民間からの資金調達を容易化することが目指された制度と言える。
- ✓ しかし、一般的にPRIが振るっていない(理由としては①あえて投資形態を取ることなく、助成を行う方が好まれること、②PRIに適合した投資であることを証明する手続きが煩雑であることなどが挙げられる)ことと、L3Cの認知度も低いことから、想定していたほど民間資金の還流は進んでいない。

アメリカ(L3C: Low-Profit Limited Liability Company)ヒアリング結果①

- 事例調査について、社会的企業に関する訪問先・ヒアリング結果は以下の通り。

	組織や事業に関する概要	ヒアリング結果
Americans for Community Development LLC	<ul style="list-style-type: none"> ■ L3Cの普及/支援を目的として、L3Cの創設者であるRobert Lang氏が設立した会員制の中間支援組織。 ■ L3C法の原案および各州で導入されている改訂法案を作成・提供し、各州におけるL3C関連法の施行推進・支援を行っている。 ■ L3Cの設立支援、ネットワーキングや情報提供などにも積極的。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ L3Cの認知度を向上させることが、L3Cに対する何よりの支援になるとの考えから、L3C法導入州の拡大に向けたサポート、税制改正に向けた連邦政府への働きかけ、資金調達の仕事構築、ネットワーキングなどを中心とした活動を今後も積極的に展開していく。 ✓ <u>財団によるPRIの利用を促すための法改正(慈善事業促進法)に向けたロビー活動が2008年からの継続課題。</u>
The Mission Center L3C	<ul style="list-style-type: none"> ■ NPOに対して、人事、経理、情報処理などのバックオフィス業務のアウトソースサービスおよびコンサルティングを低価格で提供する社会的企業。 ■ ミズーリ州のセントルイスを拠点とするが、ミズーリ州ではL3C法が導入されていないため、ミシガン州に登記。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ミズーリ州のL3C法導入に向けてロビー活動にも注力、法改正の成立とL3Cの認知度拡大への貢献を今のミッションだと捉えている。 ✓ <u>資本の活用によるレバレッジ効果で自己資本を増大させることが可能である点</u>が、L3Cの最大のメリットだと考えている。 ✓ 顧客であるNPOと資金調達において競合しない点もメリット。
SeedR L3C	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保健医療、エネルギー、インフラ、リサイクル分野を対象とした研究開発と技術の商用化を通じて世界が抱える社会課題、環境問題、経済問題の解決に寄与することをミッションとする社会的企業。 ■ 現在は、ワクチンを遠隔地(途上国)に運ぶために、温度を48時間保つことができるキャリアの商用化に向けたプロジェクトに注力。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ L3Cの柔軟な資本構造が、SeedRの展開するようリスクの高い研究開発事業や開発途上国におけるベンチャー事業を運営するにあたっては非常に有効。 ✓ L3Cは、<u>既存の営利法人と非営利法人が抱えていた資本ギャップを埋めるツール。</u>
Hope Sings L3C	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界の女性を対象としたマイクロファイナンスを支援するために、オリジナルの楽曲を通じてマイクロファイナンスの啓発および資金調達を目的とする社会的企業。 ■ 複数のアーティストが、マイクロファイナンスの成功ストーリーを元とした楽曲を制作、インターネットやライブ等を通じて販売している。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ L3Cの設立は、<u>手続きが容易で、費用も時間もNPOとして設立するよりも圧倒的に短縮できる。</u> ✓ 法人格の取得にかかったコストは、登記料100米ドルのみ。 ✓ より多様で持続性のある資金調達源を確保することが今後の課題。 ✓ 企業のスポンサーシップ獲得やコラボレーションによって、認知度を高めていくことを検討している。
Endless Sky L3C (Montana Food Bank Network)	<ul style="list-style-type: none"> ■ フードバンク事業を展開するNPO「Montana Food Bank Network」(MFBN)が、事業拡大を目的としてL3Cの設立を準備中。 ■ モンタナ州で飢餓を撲滅することをミッションとし、寄付食料の収集、仕分け、パッケージングから運搬を事業とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>NPO法人としての制約から、事業拡大を長年実現できずにいたが、事業の一部をL3Cとして独立させることでNPO事業の運営金を賄う収益事業を行うことが可能となる。</u> ✓ 州政府、州内のNPO(189団体)と協働しているため、L3Cの官民協働ビジネスとして成功事例を示していきたい。

アメリカ(L3C: Low-Profit Limited Liability Company)ヒアリング結果②

- 事例調査について、社会的企業に関する訪問先・ヒアリング結果は以下の通り。

	組織や事業に関する概要	ヒアリング結果
KCI Technologies, Inc.	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国内でも最大規模を誇る、従業員持ち株制のエンジニアリング会社。全米でインフラ事業を展開している。 ■ オハイオ州の北西に位置する湖(Grand Lake St. Marys)の再生を目的としたプロジェクトを、複数のL3Cを設立することで運営する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 環境修復や保全を目的としたプロジェクトに対し、行政の支援を得ることは非常に難しくなっている。 ✓ 湖の再生事業から派生する新たなビジネスの創出を通じて、自立かつ持続的に展開できるモデルを構築することを目指しており、こうした個別のビジネスを効率的に運営するツールとしてL3Cは有効。
Revitaliz LLC	<ul style="list-style-type: none"> ■ コミュニティの再生活動を支援するソフトウェアの開発およびトレーニングの提供を主な事業とするLLC。 ■ 専用ポータルサイトを通じて、金融機関や財団、技術提供者等とコミュニティ再生プログラムのマッチングや、効率的で効果のあるプログラムの実施を支援するコンサルティングサービスを提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ L3Cは、コアとなるミッションのために存在するため、タイムリミットのある政治家が行政を担っているようが、資金提供者が変わろうが、事業を継続していくことができる点がメリット。 ✓ 効率的かつ効果のあるコミュニティ再生プログラムの担い手として、L3Cに期待している。
Ewing Marison Kauffman Foundation	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全米で上位25に入る資産規模を誇る財団で、総資産は約20億ドルに上る。 ■ コミュニティの発展に積極的に関与、貢献する経済的に自立した市民の育成を目指して、教育や起業の資金援助をミッションとする。 ■ 特に、起業家の育成支援に注力している。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ これまで3件のPRIを実施しているが、L3Cへの投資実績はない。 ✓ PRIの投資先選定基準は、財団によって様々であり、対象となる事業内容によっても大きく異なるが、<u>PRI基準への適合性および財団のミッションと投資事業のミッション(達成しうる成果)との整合性が最も重要なポイント。</u>
Council on Foundations	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会員となる財団によって構成される非営利のネットワーク組織。 ■ 現在、約1,800~1,900の財団が加盟しており、その主な内訳はコミュニティ財団、企業基金、ファミリー財団、国際財団、独立系財団。 ■ 主な役割は、政府とのコミュニケーション、調査研究、専門家の育成、会合の開催、財団倫理規定の明示等。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ほとんどの財団は、ボランティアやファミリーベースで運営されているためPRI実施に要する複雑な手続きに時間をかける余力がない。 ✓ 連邦議会に対して、財団にとってPRIをより利用しやすいものとするを目的とした法改正(慈善事業促進法)を成立させるべく、政府との継続的な交渉が当面の大きな課題。
Blended Value	<ul style="list-style-type: none"> ■ ソーシャルファイナンス、インパクトインベストメント、社会起業、戦略的フィランソピーなどの分野における先駆者として多くの事業設立や取り組みに関わってきた思想リーダーであるJed Emerson氏が、自身をプロデュースすることを目的として設立した組織。 ■ SROI(社会的投資収益率)の開発当事者。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>社会的企業の法人格としてBenefit Corporation(B-Corporation)やFlexible Purpose Corporation等があり、米国においてはそれぞれの州に適した法人形態が選択されていくものと考えている。</u> ✓ <u>社会的企業の発展につなげるためには、法人格の整備と資金調達</u>の課題はセットで議論していくことが不可欠。

まとめ

1. イギリス ／CIC規程	<ul style="list-style-type: none">■ 商業活動を行う子会社を持ちながら、チャリティのステータスを維持できるという意味で、CICは商業活動を行うチャリティ団体にとっては、比較的有利な制度。トレーディングアームとして位置づけることで、チャリティとして税優遇をうけつつ自由な商業活動を行う可能性も広がる。■ 社会性をPRする観点でCICの意義はある。が、<u>制度自体の社会的認知は高いとは言い切れない</u>。■ 規程により各種制約が発生すること、資金調達面での直接的なメリットはないことも鑑みると、評価が分かれる仕組みだと言える。
2. イタリア ／社会的 協同組合	<ul style="list-style-type: none">■ 制度設立から20年程度が経過し、イタリア国内には制度は定着。福祉サービスを担う事業体として、あるいは障がい者雇用促進を実現するため、社会の中で欠かせない役割を担っている。■ 今回の調査対象地域では、入札時の優遇に関する回答は得られなかった。但し20万ユーロ以内であれば随意契約が可能であり、<u>公的セクターからの受注に関しては優位な立場にある</u>と言える。B型は独自に民間企業からの受注努力を行う例も見られる。
3. 韓国 ／社会的企 業育成法	<ul style="list-style-type: none">■ 社会的企業育成法認証により得られる「人件費補助」は小規模事業者にとって大きなメリットである。また、「マーケティング効果」という点で社会的企業の認知度が向上したと言える。■ しかし、人件費補助等の行政支援に依存する事業者もあり、より自立的な経営基盤を築けるよう、事業者の成長が必要とされている。■ また、わが国に、特に参考になる点として、「<u>社会的企業によるソーシャルインパクト評価手法開発</u>」や「<u>社会的企業を支持する消費者(エシカル・コンシューマー)</u>を増加させるためのマーケティング支援」等について官民が積極的な取組を行っていることが挙げられる。
4. アメリカ ／L3C等	<ul style="list-style-type: none">■ 財団によるPRIの活用を促し、社会的企業への投資を拡大することを最大の目的として制度化されたものの、<u>認知度が依然低いこと、および制度面においても不完全なことから、資金調達に苦労するL3Cが多い</u>。■ さらなる発展のためには、法改正(慈善事業促進法)の成立とL3C法をより多くの州で成立させるための継続的なロビー活動が不可欠。■ L3C以外にも社会的企業の法人格としてB-CorporationやFlexible Purpose Corporation等があり、米国においてはそれぞれの州に適した法人形態が選択されていく可能性が示唆されている。

- ✓ 各国の制度について、定着度合いには差が見られ、制度を利用する事業者数にも多寡がある(英国3,700件に対し韓国・米国は4~500件程度)
- ✓ 各事例ともに独自の法制度や認証制度を設置することで、事業者の「社会性」がPRされる効果や社会的認知度向上に繋がる効果は確認できた。但しその効果は制度/国によって大きく異なる(韓国においては比較的效果大。英国においては限定的、等)
- ✓ 資金調達面での効果については、公的資金の獲得が容易になる効果が見られた例(韓国・イタリア)と、投資拡大要因となっている効果が見られた例(米国、但し効果は一部団体に留まる)の双方がある。
- ✓ 制度設置により、新しい公共の担い手である社会的企業が量的に拡大することと、事業者の質が向上し課題解決が促進されることは別次元の事項である。
- ✓ また、より良い課題解決を行っている事業者は事業面や営業面での努力も行っており、制度的検討においては、事業者の質や信頼性の向上のための各種施策も検討することが重要である(適正な情報公開に向けた環境整備、事業性向上のための支援、ソーシャルインパクト評価手法の確立等)